

令和8年6月23日
千葉県報第14154号別冊

監査の結果に係る措置の内容の公表

(定期監査)

千葉県監査委員

目 次

措置内容の公表の概要

- 1 措置通知提出日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 措置通知機関数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 指摘等結果の措置通知件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1 定期監査

1 普通会計

- その1 南部漁港事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- その2 銚子土木事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

措置内容の公表の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を公表するものである。

- 1 措置通知提出日 令和8年5月20日から令和8年5月21日までに通知のあったもの
- 2 措置通知機関数
 - (1) 定期監査
 - ア 普通会計 2機関、 2件（指摘事項 1件、注意事項 1件）
- 3 指摘等結果の措置通知件数
 - (1) 定期監査
 - ア 普通会計
 - (ア) 指摘事項に対する措置（1件）
 - a 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
 - (イ) 注意事項に対する措置（1件）
 - a 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

第1 定期監査

1 普通会計

その1

1 監査対象機関 南部漁港事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年7月3日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年9月5日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

令和6年9月に不法係留が解消された後、相手方に対して公示施設使用料相当額(967,400円)の不当利得返還請求を行わず、調定が欠落している事例が認められた。

不法係留の解消後、速やかに不当利得返還請求を行っていないことは誠に遺憾である。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、適切に占用許可を受け公示施設使用料を納付した者との公平性を保つため、速やかに不当利得返還請求を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、千倉漁港公示施設に不法に係留されていたプレジャーボートについて、令和6年9月に自主撤去により不法状態が解消された後、相手方に不当利得返還請求を行っていなかったものである。

原因は、所属及び主務課において不当利得返還請求に関する理解が不足しており、組織として進捗管理が行われていなかったことによるものである。

なお、相手方には不当利得返還請求について説明を行い、令和8年3月に請求を行い、4月に全額納入された。

再発防止策として、主務課による不法係留解消後の事務処理についての説明会が開催され、管理職を含む関係職員が出席し、知識の習得を図った。今後は、管理職等も進捗状況を把握するとともに、疑義等が生じた場合は主務課等へ相談を行うなど、速やかな対応に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和8年5月21日

その2

1 監査対象機関 銚子土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和7年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年12月16日
- (3) 監査結果報告年月日 令和8年2月10日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

道路使用料について、過年度分の調定が欠落している事例が1件(15,844円)及び令和7年度分の調定が遅延している事例が1件(15,844円)認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、法令等に基づく調定事務及び正確な台帳管理を行うとともに、組織的なチェック体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、令和6年度に道路使用料に係る調定を行った後、納入通知書が相手方の所在不明により返送されたことから、調査のため一旦調定を取り消した際、誤って台帳からも許可情報を削除してしまい、

所在判明後も、台帳に記載がないことから再度調定が必要と認識できず、令和6年度の調定欠落及び令和7年度の調定遅延が発生したものである。

原因は、調定事務への理解不足や正確な台帳管理ができていなかったことによるものである。

なお、当事案の発覚後は速やかに調定を行うとともに、再度、許可情報を台帳へ記載している。

再発防止策として、財務会計事務研修や県土整備部で実施する管理担当職員研修の受講により、正しい知識の習熟を図っていく。また、台帳の更新等を行う際は、必ず複数人によるチェックを徹底し、許可情報との照合を正確に行う。さらに、管理職等による台帳の定期的なチェックに加え、決裁時に内部統制3様式を添付することで、組織的なチェック体制を強化する。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和8年5月20日

